

平成25年第1回紀の川市議会定例会 第5日

平成25年 3月18日(月曜日) 開議 午前 9時32分
散会 午前 9時58分

◎議事日程(第5号)

日程第1 議案の訂正について

日程第2 議案第56号 損害賠償の額の決定にかかる和解について

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第5号)のとおり

○出席議員(22名)

1番 榎本喜之	4番 川原一泰	5番 吉田隆三郎
6番 阪中晃	7番 松本哲茂	8番 上野健
9番 杉原勲	10番 高田英亮	11番 寺西健次
12番 堂脇光弘	13番 田代範義	14番 石井仁
15番 森田幾久	16番 井沼武彦	17番 今西敏文
18番 竹村広明	19番 岡田勉	20番 坂本康隆
21番 大森道夫	22番 亀岡雅文	23番 村垣正造
24番 西川泰弘		

○欠席議員(2名)

2番 室谷伊則 3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	田中啓吾

（開議 午前 9時32分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

まず報告ですが、3番 原 延治君から所用のため、本日の会議を欠席させていただきたいとの届け出がありましたので報告いたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。

日程第 1 議案の訂正について

○議長（西川泰弘君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、執行部より3月15日付で議案第3号と議案第10号の一部を訂正したい旨の申し出がありました。総務部長より発言の許可の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。大変貴重な時間を割いていただき、申しわけございません。議案書の中で記載の誤り、脱字がございました。おわびを申し上げ、訂正させていただきたいと思っております。

議案第3号 紀の川市新型インフルエンザ等対策本部条例の中で、第3条第2項中、補35条とありますが、補の前に第の字が抜けておりました。また、37ページ、議案第10号 紀の川市都市公園条例の一部改正についての中で、本文上4行目でございますが、第23条―30条とありますが、30条の前に同じく第の字が抜けておりました。おわびと訂正をさせていただきます。許可をいただければ、後ほど職員が修正をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 議案を訂正する場合は、会議規則第19条の規定により議会の承認が必要となります。

お諮りいたします。

執行部の申し出のとおり、議案第3号と議案第10号の一部訂正を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、執行部申し出のとおり、議案第3号と議案第10号の一部訂正を承認いたしました。

議長より執行部に申し上げます。議案提出に当たっては、十分精査するよう申し添えます。

日程第 2 議案第56号 損害賠償の額の決定に係る和解について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第2、議案第56号 損害賠償の額の決定に係る和解についてを議題といたします。

それでは、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

本日は警報にもかかわらず、臨時議会ということで御出席を賜り、ありがとうございます。3時過ぎに、びっくり雨も降ってない、風も吹いてないのに火災か何か起こったのかと心配をしたところ、警報だということで。小・中学生は喜んでるかもわかりませんが。まだ、午後にかけては大変な嵐のようなことになるのではないかとという予報でございました。十分ご注意願いたいと思います。

さて、本定例会において追加提案させていただきます議案は1議案でございます。その概要について、簡単に説明を申し上げます。

議案第56号 損害賠償の額の決定に係る和解については、和歌山地方裁判所、平成24年（ワ）第163号、損害賠償請求事件について和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

以上、議案の概要説明を申し上げますが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、総務部から追加議案の提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第56号 損害賠償の額の決定に係る和解について、別紙のとおり損害賠償の額の決定に係る和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

提案理由 和歌山地方裁判所 平成24年（ワ）第163号 損害賠償請求事件について、和歌山地方裁判所から和解の勧めがあり、原告と被告との賠償問題が早期に解決することを勧告し、和解をするためでございます。

2ページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定に係る和解について

1 当事者 原告 _____

被告 紀の川市

捕捉をさせていただきますと、平成24年3月15日に和歌山地方裁判所に_____から

紀の川市に対して、損害賠償額1,720万1,508円の請求を提訴されております。続きまして、2 事故の概要です。

(1) 事故発生年月日 平成22年3月15日月曜日 午後11時5分ごろ

(2) 事故発生場所 紀の川市地内貴志川町井ノ口794番地付近

(3) 事故の状況 消防器具庫 貴志川町貴志川消防団第2分団第1部に設置してあった看板「火災予防運動実施中」が風で飛ばされ、市道を走行していた自動車の運転席付近にあたったということです。これにつきましても補足をさせていただきます。

平成22年3月15日の午後11時5分ごろ、_____が自家用車で貴志川町井ノ口消防器具庫の市道を帰宅のため南進中に、井ノ口消防器具庫に立てかけてありました看板が風で飛びまして、_____の自家用車に当たりました。このことで_____御本人は頸部挫傷、一般にむちうち症でございます。傷害を負われ、また_____の車の右側ドアからフェンダーにかけてすり傷を与えました。同乗者は1名です。

飛んだ看板というのは、春の火災予防運動の啓発看板で、横約50センチ、縦約180センチの木製の看板で、地元の消防団員の方が立てかけられたもので、看板の固定方法が十分でなく、路上に設置される看板としては安全性を欠いていたもので、管理責任は紀の川市にございます。

次に、3の和解条項でございます。

(1) 被告は原告に対し、本件損害賠償債務として既払い金22万628円のほか300万円の支払い義務があることを認める。

(2) 被告は原告に対し、前項の金員を平成25年4月15日限り、原告代理人弁護士の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。

(3) 被告はその後の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告は、原告と被告との間には本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

ということでございます。これにつきましても、補足をさせていただきます。

(1) の中で、既払い金22万628円というのは既に_____の治療費として医療機関に支払った額と_____に支払った額でございます。

損害賠償額300万円の内訳は、参考資料にも添付してございますが、治療費2,000円、通院交通費13万6,890円、休業損害58万5,825円、逸失利益35万9,808円、傷害慰謝料、後遺障害慰謝料150万円、弁護士費用及び遅延損害金41万5,477円となっております。この額については、和歌山地方裁判所から和解案として提案された額でございます。

この和解案をもとに、去る3月5日に弁護士を通して、紀の川市としてこの和解案で了承することといたしました。_____につきましても、代理人弁護士を通してこの和解案で了承いただいております。

なお、支払いにつきましては、本市が加入してる全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われることとなります。

この事案につきましては、事故発生から和解に至るまで約3年が経過いたしました。紀の川市が加害者であることは客観的事実であります。損害賠償額について両者間に主張の相違があり、両者の弁護士との協議が整わない中、_____からの提訴があり、そしてこのたび和歌山地方裁判所の和解案の提示を受け、両者が合意したもので、議決をいただければ和解が成立する見込みでございます。

改めて、この場をおかりして_____に対して深くおわび申し上げますとともに、今後、同様の事故の発生防止のために最善を尽くしてまいりますので、御可決賜りますようお願い申し上げます。

参考資料として、事故後の経過の主な内容について添付させていただいておりますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに、質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については委員会付託を省略し、本日直ちに、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

ここで議案審査のため、しばらく休憩いたします。

再開は午前9時55分といたします。

（休憩 午前 9時45分）

（再開 午前 9時55分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより、ただいま議題となっております議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 中身については裁判所も入っての対応ということで、そういう提案がされたという理解はしてるんですけども、今後の対応といいますか、先ほども部長は最善を尽くして同じようなことが起こらないようにしていきたいということと言われていましたけれども、看板というのはいろんなところにもあるかと思ったり、市の管理物としては市道やそれから交通の関係でいいかとカーブミラーもあるかと思

ます。それぞれ、それが原因でということにならないように今後も最善を尽くすというところの具体的な対応について、お聞きをしたいと思っています。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 石井議員の御質疑にお答えさせていただきます。

市の施設の管理者として、市が所有している建物というのはたくさんございます。カーブミラーだけ、それから看板だけではなくて、体育施設等々含め、さまざまな施設があって、当然、全ての事故をゼロにするということを念頭に置いているんですけども、事故の可能性というのはなかなかぬぐいされるものでもありませんし、そういったリスクを背負ってということも十分理解をしながら、まず万全な体制ということで市全体が施設管理に万全を尽くすということで、先ほどお答えさせていただきました。

それで具体的な対応ということは、施設管理をしている各部がそれぞれ対応すべきものということで、先日の部長会におきましても、副市長のほうからそれぞれの各部において万全を尽くす施設管理については、十分注意を払うようにということの指示をいただいておりますので、そのような形で市全体で十分な注意を払っていきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第56号 損害賠償の額の決定に係る和解については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって散会といたします。

なお、あすから21日までは議案精査のため休会とし、3月22日金曜日午前9時30分から再開いたします。

御苦労さんでした。

（散会 午前 9時58分）